

18歳有権者 投票可能日一覧表（令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査）

- ① 平成15年10月21日以前の誕生日の人は、期日前投票・選挙期日当日での投票、いずれも可能です。
- ② 平成15年11月1日の誕生日の人は、前日（10月31日）で選挙権を有しますので、選挙期日当日でのみ投票ができます。
- ③ 平成15年11月2日以降の誕生日の人は、今回の選挙（10月31日執行の選挙）は投票できません。
- ④ 平成15年10月22日から11月1日までの誕生日の人は、それぞれ投票できる日が違います。（下表で確認ください。）
- ④ 平成15年10月22日から11月1日までの誕生日の人が、選挙権を有しない日（下表▲の日）に投票を行いたい場合は、▲の日でも不在者投票制度により、投票することができます。（市選挙管理委員会（本庁舎）での投票となります。）

	誕生日	期日前投票（各庁舎）											投票日（各投票場所）
		10月20日(水)	10月21日(木)	10月22日(金)	10月23日(土)	10月24日(日)	10月25日(月)	10月26日(火)	10月27日(水)	10月28日(木)	10月29日(金)	10月30日(土)	10月31日(日)
①	平成15年10月21日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④	平成15年10月22日	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成15年10月23日	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成15年10月24日	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成15年10月25日	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成15年10月26日	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○
	平成15年10月27日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○
	平成15年10月28日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○
	平成15年10月29日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○
	平成15年10月30日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○
	平成15年10月31日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○
②④	平成15年11月1日	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	
③	平成15年11月2日	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

○ 投票可

▲ 期日前投票不可、その日に投票する場合は不在者投票のみ可

× 投票不可（選挙権なし）

選挙の投票所入場券は、投票日の翌日に18歳の誕生日を迎える人の分までを作成し、郵送します。

誕生日の前日に年齢が加算されることから、投票日の翌日が18歳の誕生日の人は、今回の選挙で投票できます。

ただし、入場券が届いても、期日前投票ができない場合がありますので、上記の表で、ご確認ください。